

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループはグループ基本理念として「健全な価値観」「社会貢献」「個と組織の成長」を掲げ、高付加価値情報を創造・提供し、顧客の発展ひいては社会の発展に貢献することにより「存在する意義のある組織」であり続けることを目指しております。

上記の基本理念に基づく組織風土を保持し続けることを最重要経営課題であるとの認識のもと、当社グループは、純粋持株会社体制により経営判断の迅速化による企業競争力の強化を目指す一方、事業子会社に対する経営管理・監督機能を発揮することにより、グループ全体のコーポレート・ガバナンスの充実を行っております。

今後も、適時適切公平にディスクローズを行う会社、財務健全性が確立している継続企業として評価される会社とすべく努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

当社はJASDAQ上場会社であります。コーポレートガバナンス・コードの各原則の取り組み状況について以下の通り開示いたします。

■第1章 株主の権利・平等性の確保■

【基本原則1】

全ての株主に対して実質的な平等性を確保するとともに、株主の権利の確保と適切な権利行使に資するため、速やかな情報開示と環境整備を行っています。

【原則1-1. 株主の権利の確保】

全ての株主の権利の実質的な平等性を確保するため、積極的な情報開示や円滑な議決権行使ができる環境の整備に努めています。

【補充原則1-1-1】

現状株主総会における各議案については大多数の賛成を頂いております。

なお、相当数の反対票が投じられた議案が出た場合は、株主総会後に当該議案の要因の分析を行うことで、株主総会における株主の意思を具体的に検討・把握し、株主との対話その他の対応の可否について検討いたします。

【補充原則1-1-2】

独立社外取締役を1名、独立社外監査役を3名選任することにより、取締役の業務執行状況の監督・監査機能を強化し、コーポレートガバナンスに関する役割・責務を果たし得るような体制整備を行っています。

このような体制のもと、当社では以下の事項につき、既に取締役会に委任しています。

- ・自己株式の取得に関する決議(機動的な資本政策の遂行を実施するため)
- ・剰余金の配当に関する決議(株主への機動的な利益還元を実施するため)

【補充原則1-1-3】

会社法において少数株主にも認められている権利について、株式取扱規則で権利行使の方法を定める等、その権利行使を円滑に行えるように努めています。

【原則1-2. 株主総会における権利行使】

株主総会は当社における最高意思決定機関であり、株主の意思が適切に反映されるべく株主総会での権利行使に係る環境整備を行っています。

なお、株主総会終了後、引き続き株主懇談会を開催しています。この懇談会は相当の時間をかけ、株主総会の議案についての追加的な質問及び議案にない質問等についても丁寧に回答し、対応しています。

【補充原則1-2-1】

株主総会議案やその他重要事項については、当社ホームページ及び東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスを通じて速やかに情報を開示しています。また年2回開催している機関投資家向けの決算説明会については、その資料を当社ホームページに開催後速やかに掲載、動画配信をしています。

【補充原則1-2-2】

招集通知の記載内容を早期に知って頂けるよう、招集通知につきましてはその発送前に当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイトに公表しています。

【補充原則1-2-3】

株主総会は株主の皆様との対話の場であるとの観点から、より多くの株主が株主総会に出席頂けるよう株主総会の早期開催を重点目標としており、毎年株主総会集中日の10日前後早く株主総会を開催しています。

【補充原則1-2-4】

現在、議決権の電子行使や招集通知の英訳を実施しておりません。

しかし、当社グループの規模拡大、海外事業展開、株主構成の変化等に鑑み、今後は対応が必要と考えておりますので検討を進めてまいります。

【補充原則1－2－5】

当社は、信託銀行等の名義で株式保有する機関投資家等の実質株主を特定することができないことから、株主名簿上に記載又は記録されている者が株主総会における議決権を有しているものとしており、実質株主が株主総会へ出席すること及び議決権の行使や質問を行うことは認めておりません。

今後は、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、実質株主の株主総会への出席に関わる事項につき検討・整備に努めていきます。

【原則1－3. 資本政策の基本的な方針】

将来的には株式の発行等により資金調達することも否定はしておりませんが、現段階においては、ある程度まとまった事業投資を行う場合であっても自己資金で足りると考えています。

なお、経営指標としてはROE20%を目指しており、また、株主還元としては配当性向50%に近づけるべく努力しています。

【原則1－4. いわゆる政策保有株式】

現状政策保有を目的とする上場株式は保有しておりませんし、今後も原則として保有しないつもりであります。

もし、政策保有を目的として上場株式を保有する場合は、当社グループの事業戦略、取引関係等を総合的に勘案し、中長期的な観点から当社グループの企業価値の向上に資することを確認しケース毎に判断いたします。

【原則1－5. いわゆる買収防衛策】

現在買収防衛策を導入する予定はありません。

買収防衛策を導入する場合は、経営陣・取締役会の保身目的とならないように、その導入、運用については、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行います。

【補充原則1－5－1】

当社株式が公開買付けに付された場合、会社の所有構造に変動を及ぼし、株主の利益に影響を与える恐れがあることから、当社取締役会としての考え方を速やかに株主へ開示いたします。

また、株主の権利を尊重し、株主が公開買付けに応じることを妨げるつもりはありません。

【原則1－6. 株主の利益を害する可能性のある資本政策】

支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策(増資、MBO等を含む)を行う際は、その検討過程や実施の目的等の情報を速やかに開示するとともに、必要に応じて、株主総会や決算説明会等での説明を行う等、株主への十分な説明に努めます。

【原則1－7. 関連当事者間の取引】

当社は純粋持株会社となった後、関連当事者間の取引は行ったことがなく、今後も行うことはないと考えていますが、当社役員等の関連当事者との取引を行う場合は、法令等の定めに従い、取締役会にて承認、確認等を行うこととしています。

■第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働■

【基本原則2】

ステークホルダーとの協働を実践するため、「グループ基本理念」「心と行動の規範(コンプライアンス規程、実践指針)」を制定し、経営トップをはじめ経営陣が先頭に立って、ステークホルダーの権利・立場や企業倫理を尊重する組織風土の醸成に努めています。

【原則2－1. 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定】

当社グループは基本理念として「健全な価値観」「社会貢献」「個と組織の成長」を掲げ、個々の良心から湧き出る価値観を守り、存在が社会に歓迎される企業であり続けよう目指し、顧客と社会の発展に貢献し、またそれを実現する個の成長を応援、ひいては組織も成長を続ける、そう目指しています。

なお、株式上場後、大幅にビジネスモデルを変革し環境変化に対応してきた過去に対し、環境変化の激しいこれからの時代であってもビジネスモデルの変革等の努力を怠らず続け、環境適応の努力を続けてまいります。

【原則2－2. 会社の行動準則の策定・実践】

当社グループでは「心と行動の規範(コンプライアンス規程、実践指針)」を制定しており、必要に応じて随時改訂しています。

また、経営トップ及び経営陣は「心と行動の規範」を全グループ社員に浸透させるべく、積極的に指導・発信をしています。

【補充原則2－2－1】

「グループ基本理念」「心と行動の規範(コンプライアンス規程、実践指針)」を全グループ社員に浸透させるため、以下の施策を行っています。

- ・経営トップによる全グループ社員向け研修会の実施(年2回)
- ・グループ経営計画発表会での経営トップからの訓示(年2回)
- ・経営トップによるメッセージ発信(月1回)
- ・毎週1回行っているグループ全体朝礼でのグループ基本理念の唱和及び経営幹部からの訓示
- ・各事業子会社における朝礼、夕礼、研修時での経営幹部からの訓示及び「心と行動の規範」等の読み合わせ

【原則2－3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】及び【補充原則2－3－1】

当社グループは企業継続の観点から、緊急時でも財務健全性を確保すべく緊急時対応策規程を制定し緊急時におけるコスト削減策を定め、社員に公表しています。

また、社会貢献活動としては、災害、自然保護、子供支援等の寄付活動を行っています。また、ベトナムにおける簿記普及活動を資金・運用の両面で支援しています。

【原則2－4. 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】

当社グループは、経営者も含む全ての社員が、縄文・江戸と続けてきた日本の「男は外、女は内(家)」との古い考え方から脱しようとの国の方針を真に理解し、女性と男性が平等に働ける職場を目指します。具体的には、「社員個々の望む有意義なビジネス人生」と「幸せな家庭生活」の両立が実現できる女性の働きやすい職場とするための制度改革を検討しており、実施する方針です。

【原則2－5. 内部通報】

内部通報制度に関する社内規定を制定しており、グループリスク管理・コンプライアンス委員会等に内部通報窓口を設けています。

グループリスク管理・コンプライアンス委員会がその運用状況を確認し、必要に応じて取締役会又は監査役会に報告を行っています。

【補充原則2－5－1】

当社は監査役も内部通報窓口としています。また、内部通報に関する社内規程により通報者が保護されるよう体制を整備しています。

■第3章 適切な情報開示と透明性の確保■

【基本原則3】

法令に基づく開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報(非財務情報も含む)については、当社ホームページ、事業報告書等の手段により開示を行っていますが、今後更に充実させるべく、具体的に検討してまいります。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営理念、経営戦略につきましては有価証券報告書、当社ホームページ、決算説明会資料等にて開示しています。

(2) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
補充原則4-2-1に記載しています。

(3) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
補充原則4-3-1、原則4-11に記載しています。

(4) 取締役会が上記(3)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示しています。

【補充原則3-1-1】

当社は、情報開示を重要な経営責任の一つであると認識しており、株主をはじめとするステークホルダーへ正確な情報が伝達できるよう、情報開示にあたっては平易かつ具体的な記述を行うよう努めています。

【補充原則3-1-2】

現在英語での情報開示・提供は行っていないが、今後の当社グループの海外事業展開、株主構成等に鑑み、積極的に取り組むべき課題として検討してまいります。

【原則3-2. 外部会計監査人】

外部会計監査人と監査役会及び経理部等の関連部門が連携し、監査日程や監査体制の確保に努め、適正な監査を確保しています。

【補充原則3-2-1】

外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じて職務の実施状況を把握するとともに外部会計監査人を適切に評価するための基準に基づき、その評価を行っています。

また、外部会計監査人との意見交換や監査実施状況等を通じて、独立性と専門性の有無について確認を行っています。

【補充原則3-2-2】

(1) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保

外部会計監査人と事前協議を実施のうえ、監査スケジュールを策定し、十分な監査時間を確保しています。

(2) 外部会計監査人からCEO・CFO等の経営陣幹部へのアクセス(面談等)の確保
四半期毎に当社代表取締役との面談を行っています。

(3) 外部会計監査人と監査役(監査役会への出席を含む)、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保

会計監査や四半期レビューの報告等を通じて、外部会計監査人と監査役会との連携を確保しています。

また、外部会計監査人、内部監査部門、常勤監査役が相互に連携し、随時必要な情報交換や業務執行状況についての確認を行い、外部会計監査人が必要とする情報等のフィードバックを行っています。加えて、年に1回外部会計監査人と監査役全員が出席する会合を開催し、意見交換等を行っています。

(4) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立

外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や不備・問題点があった場合等は、代表取締役の指示により、調査・是正を行い、その結果報告を行う体制としています。また、監査役会は、常勤監査役が中心となり、内部監査部門や関連部門と連携をとり、調査を行うとともに、必要な是正を求めています。

■第4章 取締役会等の責務■

【基本原則4】

当社は純粋持株会社として当社グループの事業子会社を統括し、経営判断の迅速化による企業競争力の強化を図る一方で、事業子会社に対する経営管理・監督機能を発揮しています。

加えて、経営の透明性と健全性を確保するため、独立性の高い社外取締役を選任し、監督機能向上を図っています。

また、監査役につきましては、監査役3名とも独立性の高い社外監査役を選任し、監査役監査の実効性向上を図っています。

【原則4-1. 取締役会の役割・責務(1)】

当社は三つの基本理念(健全な価値観、社会貢献、個と組織の成長)を打ち立て、中でも健全な価値観を最も重要な理念として浸透・風土化に努めており、社会全体に存在が肯定される組織であり続けようと言い続けております。即ち、倫理と規律を重視する経営を目指しています。事業子会社の取締役も交えた合同取締役会では、当社グループの経営戦略や経営計画等について、自由な意見交換のもとで議論し方向を決めています。

取締役会は、毎回、事業子会社の責任者等から担当事業の業務執行状況や課題進捗状況等の報告を受け、経営状況の監視を行っています。各取締役は、事業子会社の責任者等からの報告に対して必要に応じて意見・指導を行っています。

【補充原則4-1-1】

当社は純粋持株会社としてグループ経営の監督・指導に特化しており、取締役会は取締役会規程に定める事項について審議決議し、事業子会社を含む合同取締役会においてグループの重要な経営方針・戦略の策定、事業子会社の業務執行の監督を行っており、業務執行は各事業子会社の取締役が担っていますので、純粋持株会社において各取締役に委任している事項はありません。

【補充原則4-1-2】

中期経営計画は数値目標を中心に概要を作成していますが、公表ベースでの中期経営計画は策定しておりません。が、単年度毎に経営計画を策定し実績との乖離に関する原因分析を定期的に行っています。また、決算説明会等により株主を含むステークホルダーに対し開示・説明を行う

ています。

【補充原則4-1-3】

原則4-1及び補充原則2-2-1で記載したように経営理念と行動規範(コンプライアンス規程)の浸透とその風土化に努めています。後継者については事業子会社の経営を実践している者を候補者としており、次の最高経営責任者等の後継者の育成に取り組んでいます。社外取締役も含め当社の取締役は、事業子会社の合同取締役会に出席しており、状況の確認をしています。

【原則4-2. 取締役会の役割・責務(2)】

経営幹部は若手コンサルタント等の意見や希望も尊重し、現在の基幹業務に隣接する分野に積極的に事業を広げています。この姿勢があったことから、株式上場当時はFP教育事業会社であった当社グループがコンサルティング売上割合90%以上になるまで事業構造の変更を行うことができたと考えており、今後もこの姿勢を続けてまいります。

【補充原則4-2-1】

取締役(事業子会取締役含み社外取締役を除く)の報酬については、事業の成長貢献及び中長期的観点からの成長期待を重視して基礎額を算定し、それに業績貢献を勘案して年度報酬額を決定しています。ストックオプションについては、当社グループでは一定の役職に新たに就いた者で、かつ、今後の活躍が大いに見込まれる者に対して付与する制度としています。

【原則4-3. 取締役会の役割・責務(3)】

当社は直接事業を行わない純粋持株会社であり、事業は全て事業子会社にて行っています。ゆえに組織制度上、事業子会社の事業の執行状況を管理・監督する仕組みになっています。このような組織制度になっていることから、概ね客観的な立場から事業子会社の業績等の評価及び経営幹部の貢献評価を行っています。重要なリリース内容はIR担当取締役が各部門及び事業子会社と連携して開示の判断を行い、取締役会へ報告を行っています。加えて、情報の正確性・適時性を確保するため、当社及び事業子会社からの報告体制を構築しています。取締役の利益相反取引・競業取引については、法令に従い取締役会の承認を受けることになっており、その結果を取締役に報告しています。

【補充原則4-3-1】

純粋持株会社の取締役の評価及び取締役候補者の選任は、代表取締役が各取締役の当該事業年度の評価、次事業年度の実績として在任の妥当性、次期候補者等の検討を行った上で次期取締役体制案を当社取締役会に上程し、決議しています。また、事業子会社の取締役の評価及び取締役候補者の選任は、各事業子会社の代表取締役社長が評価結果及び選任案を当社代表取締役に報告し、当社代表取締役が検討します。事業子会社の取締役選任は、当社取締役会の決議事項となっていますので、当社代表取締役が検討した各事業子会社の取締役体制案を当社取締役会に上程し、決議を得ています。

【補充原則4-3-2】

コンプライアンスや財務報告に係る内部統制・リスク管理体制の整備に係る実務は、グループリスク管理・コンプライアンス委員会が行っています。グループリスク管理・コンプライアンス委員会の体制構築や運用状況については、取締役会に報告、審議の上、承認を受けています。

【原則4-4. 監査役及び監査役会の役割・責務】

監査役は3名全員が社外監査役であることから(うち1名常勤監査役)、客観的な立場から監査するとともに、それぞれ高い専門知識や豊富な経験を有しており、随時その知識や経験をもとに積極的に意見を述べています。また、常勤監査役1名は各事業子会社の監査役も兼務しており、事業子会社の合同取締役会、経営・営業会議等の重要会議にも出席し、事業子会社の経営実態を適時把握し、業務執行の監査監督機能を発揮しています。

【補充原則4-4-1】

監査役は3名全員が社外監査役であることから(うち1名常勤監査役)、独立性の高い監査役会となっています。常勤監査役1名は当社取締役会に加え、定期的に開催している役員情報連絡会議(取締役(社外取締役除く)及び常勤監査役が出席する任意会議)にも出席し、情報提供・意見交換を行っています。経理・財務についても経理責任者が適時、常勤監査役に対して事前説明・相談を行っています。また、常勤監査役は各事業子会社の監査役も兼務しており、事業子会社の合同取締役会、経営・営業会議等の重要会議にも出席し、事業子会社の経営実態を適時把握しています。加えて当社では、社外監査役3名及び社外取締役1名が出席する社外役員会を月1回開催しており、常勤監査役が中心となって情報提供を行い、意見交換を行っています。

【原則4-5. 取締役・監査役等の受託者責任】

当社の取締役及び監査役は、株主に対する受託者責任を認識し、会社や株主共同の利益のために適切に行動しています。

【原則4-6. 経営の監督と執行】

社外取締役1名を選任し、取締役会等において独立かつ客観的な立場から意見を頂いています。なお、監督の実効性をより高めるべく、現在、独立社外取締役の増員と監査等委員会設置会社への移行の検討を行っています。

【原則4-7. 独立社外取締役の役割・責務】

独立社外取締役は、専門的な知識や豊富な経験に基づいて助言を行うとともに、経営陣幹部の選任その他取締役会の重要な意思決定を通じ経営の監督を行っています。また、独立社外取締役は、会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督する他、経営陣・支配株主から独立した立場で少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映しています。なお、前述のように独立社外取締役の増員を検討しています。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

現在独立社外取締役は1名ですが、積極的に意見を頂いています。なお、今後は独立社外取締役を増員すべく検討を開始しており、その1つの方法として監査等委員会設置会社への移行も選択肢として考えています。

【補充原則4-8-1】

当社は、社外役員の独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有の重要性を認識しており、取締役会の前に社外役員のみを構成員とする社外役員会を開催しています。

【補充原則4－8－2】

現時点では独立社外取締役は1名であります。今後複数名選任について検討する中で、筆頭独立社外取締役の指名の是非も含めて検討してまいります。

【原則4－9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえ、東京証券取引所が定める独立性の基準を参考にして、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性を確保できることを前提に判断しています。

【原則4－10. 任意の仕組みの活用】

現在監査役会設置会社であります、より高度のガバナンス体制を確保するべく監査等委員会設置会社への移行を検討しています。

【補充原則4－10－1】

独立社外取締役は1名であり、また報酬・指名等の事項を審議する任意の諮問委員会等は設置していません。

今後、監査等委員会設置会社への移行を検討しており、取締役の構成や指名・報酬に対する独立社外取締役の関与の在り方も含め検討してまいります。

【原則4－11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】及び【補充原則4－11－1】

取締役は、事業能力、事業発掘、取引先からの評判(評価)、人材教育、人望、社員による評価等を重視して選任しています。

監査役は3名とも財務・会計に関する適切な知見を有しています。

なお、今後については監査等委員会設置会社への移行を検討していますが、その際には会計、法律、企業経営においてバランスのとれた社外取締役に就任頂くべく人選したいと考えています。

【補充原則4－11－2】

取締役及び監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役及び監査役の業務に振り向けられるよう配慮しています。また社外役員の兼職については合理的範囲に留めて選任しています。当社役員の他社役員就任については取締役会決議事項としており、兼任状況を把握、管理するとともに、執行ラインの役員については原則として他社の役員就任は認めていません。

なお、兼任状況については、株主総会招集通知及び有価証券報告書に開示しています。

【補充原則4－11－3】

当社は純粋持株会社であることから、社外取締役及び社外監査役が発言する機会は限られていますが、取締役会や社外役員会において行っている事業子会社の経営状況等も含めた説明に対し、発言・指導を積極的に頂いており、特に常勤監査役は取締役と同レベル、あるいは全ての事業子会社の状況については取締役を超えるレベルで実態を捉えていることから、積極的な発言をしており、高い実効性を発揮していると認識しています。

なお、純粋持株会社における取締役会の実効性の分析・評価の手法とその取りまとめについては、今後そのあり方を更に検討研究し、実施する意向です。

【原則4－12. 取締役会における審議の活性化】

社外取締役は自身の専門的な知識や豊富な経験に基づき、取締役会において意見を述べるとともに、必要に応じて改善提案等を行っています。社外取締役以外の取締役についても、取締役会に上程された審議事項や事業子会社からの状況報告等について、意見や指摘を行う等しています。

なお、取締役会の直前に事業子会社の合同取締役会を毎回開催しており、社外役員は随時出席、常勤役員は毎回全員出席し、活発に議論・意見交換し議論する風土形成に努めています。

【補充原則4－12－1】

(1) 取締役会の資料が、会日に十分に先立って配布されるようにすること

取締役会の資料は取締役会開催日の前日に配布していますが、取締役会に上程される事項については、役員情報連絡会議(取締役(社外取締役除く)及び常勤監査役が出席する任意会議)等にて事前に検討・議論していますので、内容を熟知した上で取締役会に出席しています。社外取締役及び社外監査役(常勤以外)には、取締役会前に開催している社外役員会にて、常勤監査役が取締役会に上程される事項についての事前説明を行っています。

(2) 取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役に対して十分な情報が(適切な場合には、要点を把握しやすいように整理・分析された形で)提供されるようにすること

必要に応じて事務局から各取締役・監査役に対して情報を提供しています。

(3) 年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておくこと

取締役会は、原則月1回の頻度で開催し、事業年度の開始前に年間開催スケジュールを取締役及び監査役へ通知し、取締役会に出席しやすい状況を確認しています。

(4) 審議項目数や開催頻度を適切に設定すること

上記(3)に記載

(5) 審議時間を十分に確保すること

審議案件の内容・数を勘案しながら十分な審議時間を確保しています。

【原則4－13. 情報入手と支援体制】

社外取締役も含め当社の取締役は、事業子会社の合同取締役会にも出席しており、事業子会社の経営状況を把握しています。加えて、代表取締役3名は全ての事業子会社の経営・営業会議等の重要会議に分担して出席し、事業子会社の経営状況を適時適切に把握し、指導を行っています。

また、常勤監査役は各事業子会社の監査役も兼務しており、事業子会社の合同取締役会、経営・営業会議等の重要会議に出席し、事業子会社の経営状況を適時適切に把握しています。

その他、取締役及び監査役は、その職務の遂行に必要な情報について、関連する部門及び事業子会社に対し情報や資料を求め、情報提供を求められた部門及び事業子会社は、その要請に基づく情報や資料を適宜提供しています。

取締役及び監査役への支援は、取締役会事務局である総務部、経理部が中心となり行っています。

【補充原則4－13－1】

取締役は、適切な意思決定を行うため、自身が保有する情報に不足がある場合は、取締役会事務局、関連する事業子会社へ情報や資料の提

供を求めています。

監査役は、取締役や内部監査部門と連携し、監査を行うにあたって必要となる情報収集を行うとともに、収集した情報に不足がある場合は、常勤監査役が中心となり、取締役、関連する部門及び事業子会社に対し、必要とする情報や資料を求め、要請を受けた取締役、部門及び事業子会社は、適宜情報や資料を提供しています。

【補充原則4-13-2】

業務遂行上、第三者の意見や視点が必要と判断される案件については、弁護士等の外部専門家を積極的に活用し、検討を行っています。これらにより生じる費用は、当社が負担しています。

【補充原則4-13-3】

内部監査部門における監査結果等により把握された業務執行や執行状況に関する問題点等について、適宜、取締役や監査役へ報告がなされています。特に重要な問題点等については、取締役会や監査役会から当該部署等へ改善指示がなされ、速やかに改善を行うこととなります。また、当社では、経理担当取締役や常勤監査役を通じて、各部門、各事業子会社が、常時、社外取締役や社外監査役からの依頼を受けられる体制を確保しています。

【原則4-14. 取締役・監査役のトレーニング】

取締役及び監査役に対して、役員としての知識習得のための外部研修の機会の提供しており、その費用は会社負担としています。

【補充原則4-14-1】

新任の取締役及び監査役に対して、当社グループ全体に関する事項、その役割と責務について役員情報連絡会議（取締役（社外取締役除く）及び常勤監査役が出席する任意会議）等で説明し、理解を図っています。

社外取締役及び社外監査役にはその就任の際に、当社グループの事業、財務、法務、組織等に関する知識習得のための資料配布及び説明を行うとともに、当社が期待する役割と責務の説明を行っています。

【補充原則4-14-2】

取締役及び監査役に対して、役員としての知識習得のための外部研修の機会の提供しております。

■第5章 株主との対話■

【基本原則5】

IR担当取締役を中心とするIR体制を整備し、機関投資家との個別ミーティング等を実施する等、株主や投資家からの取材にも積極的に応じています。

また、機関投資家等に対する決算説明会を年2回（第2四半期決算、通期決算）開催しており、経営トップが説明・応答を行っています。

今後、IR活動をより充実させるべく、財務・会計に関するIR担当取締役、事業に関するIR担当取締役を並立することを検討しています。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

IR担当取締役を選任するとともに、経理部をIR担当部署としています。

株主や投資家に対しては、経営トップが説明・応答する決算説明会を年2回（第2四半期決算、通期決算）開催するとともに、その資料を当社ホームページに掲載し動画配信も行っています。また、機関投資家等との個別ミーティングを実施しています。

それらの結果は、随時、経営陣幹部及び取締役会に報告しています。

【補充原則5-1-1】

株主との対話（面談）の対応は、IR担当取締役が行っています。

また、必要に応じて経営トップも面談に対応しています。

【補充原則5-1-2】

（1）株主との対話全般について、下記（2）～（5）に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話が実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定

IR担当取締役を選任し、IR担当取締役が経理部、総務部、事業子会社等のIR活動に関連する部署と日常的に連携を図っています。

（2）対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策

上記（1）に記載

（3）個別面談以外の対話の手段（例えば、投資家説明会やIR活動）の充実に関する取組み

IR担当取締役が、投資家からの電話取材等のIR取材を積極的に受け付けるとともに、機関投資家等に対する決算説明会を年2回（第2四半期決算、通期決算）開催し、経営トップが説明を行っています。

（4）対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策

IR活動の状況は、IR担当取締役が必要に応じ、経営陣幹部や取締役会へフィードバックしています。

（5）対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

投資家との対話の際は、決算説明会や機関投資家との個別面談等を問わず、当社の持続的成長、中長期における企業価値向上に関わる事項を対話のテーマとしており、インサイダー情報管理に留意しています。

【補充原則5-1-3】

毎年3月末及び9月末時点における株主名簿について、株主名簿上の株主構造を把握するとともに、必要があれば、当社の株式を所有する株主の調査等を行い、実質の株主の把握を行ってまいります。

【原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社では自己資本当期純利益率（ROE）等の目標値を公表しています。現段階においては中期経営計画を公表していませんが今後の検討事項と考えております。中長期的な計画につきましては決算短信、決算説明会等で定性的な説明の充実に努めています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社日本マネジメント・アドバイザリー・カンパニー	1,555,300	31.26
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	187,700	3.77
山田 淳一郎	184,700	3.71
山田アンドパートナーズコンサルティング株式会社	173,600	3.49
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	172,700	3.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	156,300	3.14
和田 成史	146,700	2.94
宮崎 信次	99,400	1.99
山田コンサル社員持株会	82,300	1.65
布施 麻記子	66,400	1.33

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

エフエムアール エルエルシー(FMR LLC)から、平成26年8月6日付の大量(変更)保有報告書の写しの送付があり、平成26年7月31日現在で341,700株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、エフエムアール エルエルシー(FMR LLC)の大量(変更)保有報告書の内容は以下のとおりであります。

大量保有者 エフエムアール エルエルシー(FMR LLC)
住所 米国 02210 マサチューセッツ州ボストン、サマー・ストリート245
保有株券等の数 株式 341,700株
株券等保有割合 6.87%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
伏見 俊行	学者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伏見 俊行	○	——	国税庁勤務後、現在は大学院教授という職歴での財政・金融・税務等に関する豊富な経験・実績・見識を当社の経営に反映させることを期待するとともに、客観的な第三者の立場から取締役会の意思決定の妥当性・適性性を確保するための助言や提言を期待しております。 また、同氏は独立性の基準を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと当社は判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

--	--

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	員数の上限を定めていない
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査は、常勤監査役1名（社外監査役）及び非常勤監査役2名（社外監査役）で実施しております。常勤監査役は当社の取締役会及び各事業子会社の営業戦略会議等の重要な経営・営業会議に出席し、経営の実態を適時把握することにより、業務執行の監督機能を発揮しております。

会計監査人との決算事前説明会及び会計監査人による監査報告会には監査役も出席し、相互に意見交換ができる体制となっております。

内部監査は社長直轄の組織である内部監査室で実施しており、内部監査規程に従い、各年度毎に内部監査計画を策定し、当社及び事業子会社に対して会計、業務、組織等に関する監査を実施しております。当該監査の報告は直接社長に行われるとともに、監査対象部門に対しては監査結果に基づいて改善提言を行うことになっております。

また、内部監査室は内部監査の実効性及び効率性を高めるため、必要に応じて監査役及び会計監査人との間で、事業年度毎の内部監査計画、内部監査実施計画、内部監査結果等について情報交換を行うことになっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小松 直也	他の会社の出身者													
武内 正	公認会計士													
鈴木 康二	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小松 直也	○	_____	金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有しており、実務及び専門的見地からの監査が期待できるため、社外監査役として選任しております。 また、独立性の基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
武内 正	○	_____	公認会計士及び税理士資格を有しており、財務及び会計に関する高い専門知識を活かした監査が期待できるため、社外監査役に選任しております。

			また、独立性の基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
鈴木 康二	○	——	公認会計士及び税理士資格を有しており、財務及び会計に関する高い専門知識を活かした監査が期待できるため、社外監査役に選任しております。 また、独立性の基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。
当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

企業価値の一層の増大を図るため株主と株価を意識した経営を推進すること、また当社グループの連結業績向上に対する意欲や士気を高揚させることを目的としてストックオプション制度を導入しております。
ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬の額については、平成19年6月19日開催の第18回定時株主総会において上記報酬限度額とは別枠で年額30,000千円以内と決議いただいております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明

当社グループの連結業績向上に対する貢献意欲や士気を高めるとともに、当社グループ全体の企業価値を向上させることを目的として、当社グループ構成員にストックオプションを付与しております。
当社グループでは、一定以上の役職に新たに新たに就いた者で、かつ今後の活躍が大いに見込まれ、業績向上に貢献することが期待される者に対してストックオプションを付与するルールとなっております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬限度額は、平成12年6月15日開催の第11回定時株主総会において年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
また当社は、当社取締役に対し、ストックオプション報酬制度を採用しております。ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬の額については、平成19年6月19日開催の第18回定時株主総会において上記報酬限度額とは別枠で年額30,000千円以内と決議いただいております。
平成27年3月期における当社の取締役に対して支払った報酬額は26,104千円(基本報酬26,100千円、ストックオプションによる報酬額4千円)であります。
なお、役員ごとの報酬等の総額につきましては、報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役が原則として出席する当社定例取締役会では、当社の重要事項の審議・決議・会計報告を行い、併せて事業子会社の会計報告・重要事項の報告等も行っております。

また、事業子会社の重要事項を決定する場合は、関係会社管理規程に基づき、原則として当社定例取締役会において審議・決議を行っております。

以上から、社外取締役及び社外監査役が当社の経営実態を適時的確に把握できる体制となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 役員構成と企業グループ統治

平成27年6月末の当社の役員構成は取締役6名(うち社外取締役1名)、常勤監査役1名(社外監査役)、非常勤監査役2名(社外監査役)となっており、監査役制度を採用しております。

社外取締役1名及び監査役3名につきましては独立性の基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

また、当社代表取締役会長兼社長は主要事業子会社の代表取締役会長も兼任しており、各事業子会社の営業戦略会議等の重要な会議に出席することにより当社グループの統治を行っております。

(2) 取締役会の状況

当社は、定例取締役会を月1回開催し、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の審議・決議を行い、併せて全事業子会社の会計報告等も行っております。当社子会社の重要事項を決定する場合は、関係会社管理規程に基づき、当社取締役会において審議・決議を行っております。

また、グループ全体としての検討事項・決定事項を周知徹底するため、各事業子会社の取締役会にも当社取締役が出席し、積極的に意見交換・情報交換を行っております。

(3) 監査役監査及び会計監査の状況

監査役監査は、常勤監査役1名(社外監査役)及び非常勤監査役2名(社外監査役)で実施しております。

常勤監査役は取締役会及び各事業子会社の営業戦略会議等重要な経営・営業会議に出席し、経営の実態を適時把握することにより、業務執行の監督機能を発揮しております。会計監査人との決算事前説明会及び会計監査人による監査報告会には監査役も出席し、相互に意見交換ができる体制となっております。

当社の会計監査は、平成27年3月期については新日本有限責任監査法人が実施いたしました。平成27年3月期における当社の会計監査業務を執行した公認会計士等は次のとおりであります。

- ・監査業務を執行した公認会計士: 指定有限責任社員 業務執行社員 関谷 靖夫氏、指定有限責任社員 業務執行社員 桑山 正成氏
- ・監査業務に係る補助者: 公認会計士12名、その他13名

(4) 平成27年3月期における当社及び当社連結子会社の新日本有限責任監査法人に対する監査証明業務に基づく報酬はそれぞれ21,500千円、1,000千円であります。非監査業務に基づく報酬はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は純粋持株会社として当社グループの事業子会社を統括し、経営判断の迅速化による企業競争力の強化を図っている一方で、事業子会社に対する経営管理・監督機能を発揮しております。加えて、経営の透明性と健全性を担保するため、独立性の高い社外取締役を選任し、監督機能向上を図っております。

また、監査役につきましては、監査役3名とも独立性の高い社外監査役を選任し、監査役監査の実効性向上を図っておりますので、経営の監督機能を十分に発揮できる体制となっております。

常勤監査役は、取締役会及び各事業子会社の営業戦略会議等の重要な経営・営業会議に出席し、経営の実態を適時把握することにより、業務執行の監督機能を発揮しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会集中日の約10日前に定時株主総会を開催しております。
その他	当社のホームページ(http://www.yamada-cg.co.jp)にて招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び年度決算の年2回、アナリスト・機関投資家向けの決算説明会(事業説明会)を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ(http://www.yamada-cg.co.jp)にて決算短信、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、決算説明会資料、株主総会の招集通知等のIR資料を掲載しております。 また、アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を動画配信しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経理部に担当者を置き、IRを担当させております。	
その他	アナリスト・機関投資家に対し、要望があればIRミーティングを実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「心と行動の規範」(グループコンプライアンス規程)を制定し、顧客、株主、投資家、社員、取引先、社会等との関係について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	【環境保全】 ・クールビズ
その他	【義援金及び募金活動】 ・災害、環境保護等の募金活動への協力 【その他】 ・ベトナムにおける簿記普及活動の支援

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・グループ全体のコンプライアンスに関する統括組織として、グループリスク管理・コンプライアンス委員会を設置している。同委員会の委員長をコンプライアンス統括責任者とし、グループ内各組織横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- ・コンプライアンス関連の諸規程を当社グループの行動規範とし、当社グループの取締役及び使用人に対し定期的を実施する研修等を通じて、法令及び社会倫理をすべての企業活動の前提とすることを徹底する。
- ・内部通報者保護規程を制定しており、組織的又は個人的な法令等違反行為等を速やかに認識し対処するとともに通報者に対する不利益な取り扱いを防止する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む）については、文書管理規程に従い、関連資料とともに保存、管理し、少なくとも10年間は必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を制定している。
- ・グループ全体のリスク管理に関する統括組織として、グループリスク管理・コンプライアンス委員会を設置しており、グループを取り巻く様々なリスクをグループ内各組織横断的に把握・評価し、これを適切に管理する。
- ・リスクの現実化に伴う危機に備え、グループ各社において危機管理規程、緊急時対応策規程等を制定しており、迅速かつ適切に対処することにより損失の最小限化に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会の毎月1回の定期開催に加え、必要に応じて適宜臨時に開催し、迅速な意思決定体制としている。毎月1回の定期開催取締役会では、子会社の会計報告及び状況報告等を行う。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・グループリスク管理・コンプライアンス委員会主導のもと、グループ各子会社において必要な諸規程を整備し、当社グループの内部統制を構築・運用している。
- ・関係会社管理規程を定めており、同規程に基づく当社への決裁・報告制度により、グループ各子会社に対し必要な管理を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとしている。なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は監査役会の意見を尊重し、取締役からの独立性を確保するものとする。
- ・監査役の職務を補助する使用人は、その要請された業務の遂行に関しては、監査役の指揮命令に従うものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社グループの取締役及び使用人は、当社及びグループ各社の業務業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、又は当社及びグループ各社に損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく報告するものとする。なお、前記に関わらず、監査役は必要に応じて、当社グループの取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ・監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の遂行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査役がその職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求が監査役の職務の遂行に必要なものと認められる場合を除き、これに応じるものとする。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は、取締役会に出席し意見を述べる他、監査役監査の実効性を高めるため、代表取締役との意見交換を随時行う。
- ・監査役は、必要に応じて顧問弁護士や会計監査人と連携をとり、監査役監査を行う。

(10) 反社会的勢力による被害を防止するための社内体制の整備

- ・当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の係わりを持たず、毅然とした態度を貫き、これを断固として排除することを基本方針とする。当社の総務部を反社会的勢力対応の総括部署と位置づけ、顧問弁護士、所轄警察等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築している

【リスク管理体制の整備の状況】

グループ基本理念「健全な価値観」のもと、法令の遵守及び高い倫理観の保持を徹底するため、グループ全体のリスク管理に関する統括組織として、グループリスク管理・コンプライアンス委員会を設置しております。加えてその下部組織としてグループ各社においてリスク管理・コンプライアンス委員会を設置しており、定期的に研修会を実施し、社会的責任を重視した企業風土の維持・強化を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の係わりを持たず、毅然とした態度を貫き、これを断固として排除することを基本方針としております。

当社の総務部を反社会的勢力対応の総括部署と位置づけ、顧問弁護士、所轄警察等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

(1) 適時開示の責任者と担当部署

当社では、情報管理責任者及び適時開示責任者である担当取締役のもと、経理部を情報取扱事務局（適時開示担当者）としております。また、当社各子会社（以下「グループ各社」）においては、代表者（社長又は社長が指名した者）が子会社に係る会社情報の開示等の情報管理担当者となっており、グループ各社の重要情報が情報管理責任者、適時開示責任者に速やかに報告される体制となっております。

(2) 情報の把握

・決定事実

当社及びグループ各社における重要な業務執行につきましては、当社取締役会において決定しております。また、グループ各社において取締役会決議を要する重要事項につきましては、当社「関係会社管理規程」に基づき、当社への事前協議を要する事項を定めております。事前協議事項につきましては、当社において内容を審議・承認しており、グループ各社に関する情報の一元的管理をしております。

・発生事実

当社及びグループ各社において重要な事実が発生した場合は、「グループ・インサイダー取引防止規程」及び「適時開示規程」に基づき、速やかに当社の情報管理責任者に報告され、情報を集約し適時開示責任者に速やかに報告しております。

・決算情報

当社及びグループ各社の決算情報につきましては、当社経理部が主管部門として、全社の決算情報のとりまとめと作成を行い、最終的に取締役会において決定しております。

(3) 適時開示の判断

前項の各情報につきましては、適時開示責任者の下で経理部により、金融商品取引法及び適時開示規則に基づく開示の必要性につき検討を行っております。

(4) 公表手続

適時開示が必要と判断された情報につきましては、決定事実と決算情報につきましては当社取締役会による決定後、発生事実につきましては適時開示責任者が確認の後、速やかにIR担当よりプレスリリースの実施及びホームページ（<http://www.yamada-cg.co.jp>）上への掲載を行っております。

